

主 文

本件再審査請求を棄却する。

理 由

第1 再審査請求の趣旨及び経過

1 趣 旨

再審査請求人（以下「請求人」という。）の再審査請求の趣旨は、公共職業安定所長（以下「安定所長」という。）が平成〇年〇月〇日付けで請求人に対してした雇用保険法（昭和49年法律第116号。以下「法」という。）第13条不該当により基本手当を支給しない旨の処分を取り消すとの裁決を求めるというにある。

2 経 過

請求人は、平成〇年〇月〇日付けで、X会社（以下「X事業所」という。）を離職したとして、同年〇月〇日、公共職業安定所（以下「安定所」という。）に出頭し、基本手当の受給資格の決定を求めた。その際、請求人は、X事業所に係る雇用保険被保険者離職票（以下「離職票」という。）に加えて、X事業所の前に勤めていた会社A（以下「A事業所」という。）及び会社B（以下「B事業所」という。）に係る離職票、受給期間延長通知書及び就労可能証明書を提出した。

安定所長は、A事業所、B事業所及びX事業所に係る離職票により基本手当の受給資格を確認したが、被保険者期間が直近の離職日以前2年間に12か月以上なく、受給資格の要件を満たさないことから、同日付けで請求人に対して法第13条不該当処分（以下「本件処分」という。）を行った。

請求人は、本件処分を不服として、雇用保険審査官に審査請求をしたが、同審査官は、平成〇年〇月〇日付けでこれを棄却したので、請求人は、更にこの決定を不服として、再審査請求に及んだものである。

第2 再審査請求の理由

(略)

第3 原処分庁の意見

(略)

#### 第4 争 点

本件の争点は、安定所長が平成○年○月○日付けで請求人に対してした法第13条不該当処分が妥当であると認められるか否かにある。

#### 第5 審査資料

(略)

#### 第6 事実の認定及び判断

##### 1 当審査会の事実の認定

(略)

##### 2 当審査会の判断

(1) 基本手当の受給資格については、法第13条第1項で、被保険者が失業した場合において、離職の日以前2年間に被保険者期間が通算して12か月以上あるとき、同条第2項で特定理由離職者又は第23条第2項各号のいずれかに該当する者(法第13条第1項の規定により受給資格を満たす者を除く。)については、離職の日以前1年間に被保険者期間が6か月以上あるときにこれを満たすと定めている。

複数の離職票をもって求職の申込みを行った者については、最後の離職票に係る離職理由を判定した上で上記に基づき判断することとなる。

(2) 請求人は、A事業所、B事業所及びX事業所に係る離職票により基本手当の受給資格の確認を求めたところ、安定所長は、請求人が最後に離職したX事業所に係る離職理由は自己都合であることから、法第13条第1項の規定に基づき、X事業所を離職した日以前2年間に被保険者期間が通算して12か月以上あるか否かを確認し、請求人の被保険者期間はこれに満たないことから、本件処分をしたものである。

(3) 請求人の場合、X事業所を離職した日以前2年間(平成○年○月○日から平成○年○月○日まで)にA事業所、B事業所及びX事業所における被保険者であった期間は通算しても約9か月しかなく、被保険者期間を具体的に計算するまでもなく、法第13条第1項の要件を満たさないことは明らかである。

(4) ところが、請求人は、A事業所を離職した後に、法第20条第1項括弧書きに定められた受給期間の延長を認められていることから、本件受給資格を判断するにあたっては、同延長期間(平成○年○月○日から平成○年○月○日まで)分の日数をX事業所の離職日以前2年間に加算し、当該加算された期間につい

て被保険者期間が通算して12か月以上あるか否かで判断すべきである旨主張している。

この点、安定所長が平成○年○月○日付けで請求人に対して基本手当の受給期間の延長を認めたことは、審査資料より確認できるものの、本件の争点は、基本手当の受給資格の有無にあり、上記のとおり、同判断は法第13条に基づいて行われるものであるところ、受給期間の延長が認められたことを根拠として、同条第1項括弧書きに定める受給要件を緩和する理由となり得ないことは明らかである。

なお、請求人は、受給期間の延長を請求した際に、基本手当の受給資格は認められており、当該手当を受給する期間が延長されたものと理解しているようであるが、安定所長は、請求人が受給期間の延長申請を行った際には受給資格を決定してはならず、請求人は、その直後にB事業所に再就職しているものである。この点、仮に、安定所長が請求人に対して基本手当の受給資格を決定していたとすると、請求人がX事業所を離職してから求めた本件受給資格の確認において、法第14条第2項第1号が適用されることとなり、被保険者期間を計算する際にA事業所の被保険者であった期間を含めることもできないこととなり、請求人にはより不利な結果がもたらされることとなる。いずれにしても、A事業所における被保険者であった期間を含めても、X事業所を離職した日以前2年間における被保険者期間が12か月に満たないものであることは、上記(3)のとおりであり、請求人の主張は認められない。

- (5) さらに、請求人は、平成○年○月○日から平成○年○月○日までの間、通勤災害による受傷により仕事に就くことができなかつたことから、法第13条第1項括弧書きに定める受給要件の緩和を認める事由にあたる旨の主張も行うが、同項は、「基本手当は、被保険者が失業した場合において、離職の日以前二年間（当該期間に疾病、負傷その他厚生労働省令で定める理由により引き続き三十日以上賃金の支払を受けることができなかつた被保険者については、当該理由により賃金の支払を受けることができなかつた日数を二年に加算した期間（その期間が四年を超えるときは、四年間）。第十七条第一項において「算定対象期間」という。）に、次条の規定による被保険者期間が通算して十二箇月以上であつたときに、この款の定めるところにより、支給する。」と定めており、請求人は、上記期間中、雇用保険の被保険者とはなっていないため、この点について

も受給要件の緩和は認められないものである。

- 4 以上のおりであるから、安定所長が平成〇年〇月〇日付けで請求人に対してした法第13条不該当処分は妥当であって、これを取り消すべき理由はない。

よって主文のおり裁決する。